

論文審査の結果の要旨

氏名 任 修廷

マンション建設をめぐる紛争に典型的に見られるように、都市における建築や開発においては、開発主体と周辺住民との間にしばしば利害対立が生じる。こうした対立を未然に防いだり緩和したりするために、両者の間で事前協議が行われることがある。本論文は、このような事前協議が行われた事例に着目し、交渉を通じて住民への一定の配慮がなされた建築・開発計画が確定・変更される状況を「共同利益」の成立と読み解く。その上で、異質な主体間で共同利益が成立する可能性とその条件について論じたものである。

構成は6つの章から成っており、1章では問題の背景や問題関心、研究対象の概要や方法が示された後、先行研究の検討が行われる。ここでは、法学、建築学、都市計画学、社会学の関連研究が整理され、建築や開発をめぐる紛争の問題が、「建築・開発自由」を原則とする近代的な土地所有権の問題として捉えられることが明らかにされる。そして、私的所有の絶対性から生じる問題の克服に対して、コモンズ論への言及が行われる。コモンズでは土地の共同利用・共同管理が実現しているからである。だが、総有をベースにしたコモンズ論では、そもそも所有自体が共同化されているため、マンション建設等の実情には合わない。そこで、マックス・ヴェーバーの専有論を基にした現代的コモンズ論をヒントに「共同利益」を分析概念に発展させ、私的に所有された土地を社会的にコントロール可能にする「共同利益」の成立について、事例検討を行う方向性が示される。

事例検討に先立ち、2章では「景観」や「景観まちづくり」の概念整理が行われる。都市の景観は主に建築物や道路などの人工物的要素で構成されており、換言すれば人間の様々な活動と関係性が視覚的に具現されたものとして都市景観は成立している。そして、その景観を良好に保ち、向上させていく地域住民の主体的かつ継続的な活動こそが景観まちづくりにほかならない。高容積・超高層化が進む都市のマンション建設に対峙する反対運動も、景観まちづくりの一環として捉えることができる。近年の住民運動では裁判が一つの手段として用いられるが、法的解決には限界があり、予防的観点からすれば建築・開発事業者との事前協議が有効な手段となりうることが指摘される。

3章では一つ目の事例として町田市玉川学園地域における学生寮の建築事例が記述される。本事例は企業の研究所跡地の売却時点から周辺住民が再開発のあり方に関する申し入れを土地所有者に行い、結果的にこの事前協議が功を奏して景観と環境が保全される学生寮としての開発に落ち着くこととなった。学生寮を管理する大学という非営利な教育機関が、環境保全を優先する地域の社会規範に配慮することで、異質な主体間ながらも共同利益が成立した事例として著者はこれを解釈する。

4章では二つ目の事例として世田谷区二子玉川地域における再開発事業が記述される。この事業に反対した周辺住民たちは裁判や代替案の提起などを行うが、再開発組合との間に、当初共同利益は成立しなかった。だが、事業終了後に行政や地元の企業、関係団体等が集まって地域の将来を議論する懇話会が設置され、住民と再開発事業の中心であったデベロッパーが「まちを良くする」という考えのもとに接点をもつようになった。本論ではこれを共同利益の兆しと位置付けている。

5章では、二つの事例の検討結果を踏まえて共同利益が成立する条件が明らかにされる。特に重要なのは、異質な主体間で協議が行われる場の形成であり、この場を介して相手が追求する価値に対する尊重と配慮が生まれてくる。さらに、6章で再び所有論の観点からの論点整理がなされ、都市という場で異質な主体が共同利益の成立を介して異質な存在のまま相互に存在し合う関係性として、本論の主題を展開させる。

本論文の独創性は、上述の通り景観まちづくりを論ずるために共同利益の概念を創造し、異質な主体が相互に存在し合う関係性の成立可能性について考察を行った点にある。共同利益の概念は、当面は都市の建築・開発をめぐる紛争をその守備範囲とするが、この議論の示唆は紛争を抱える異質な主体間の議論へともう少し広汎に展開する可能性を有している。その意味で、本論文が果たした功績は高く評価できるものである。確かに、共同利益の成立プロセスの描き方など、一部において事例の記述や分析の甘さが残る嫌いもあるが、本論文全体の学術上の価値を損ねるほどのものではない。

以上により、本審査委員会は、本論文を博士(環境学)の称号を授与するにふさわしい業績として認めるものである。

以上1886字